

保存版 台風に対する非常措置

【1】登校前に発令された場合

暴風警報 **避難勧告・避難指示（緊急）**

- ①「暴風警報」「避難勧告・避難指示（緊急）」が解除されるまでは、登校を見合させて下さい。
②「暴風警報」「避難勧告・避難指示（緊急）」が解除された場合には、以下の措置をとります。
- 午前7時までに解除になった場合 … 平常授業
○午前9時までに解除になった場合 … 3校時（10時30分）から始業

登校班集合場所に 9時50分に集合

- 午前11時までに解除になった場合… 5校時（13時25分）から始業

登校班集合場所に 12時45分に集合

* 給食は中止

- 午前11時現在、警報発令中の場合… 臨時休業

特別警報

- 午前0時までに解除になった場合 … 翌日の5校時（13時25分）から始業

登校班集合場所に 12時45分に集合

* 給食は中止

- 午前0時現在、警報発令中の場合 … 当日は臨時休業

【2】登校後に発令された場合

暴風警報 **避難勧告・避難指示（緊急）**

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。

特別警報

直ちに臨時休業としますが、下校の安全が確認できるまで、児童は学校に留め置きます。

状況に応じて、保護者の方のお迎えをお願いする場合もあります。

* 帰宅させる場合は、基本的に先日の「緊急下校先調査」において、各ご家庭から提出していただいた調査票にしたがって対応いたしますが、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

ご家庭の事情により、調査票と下校先が変わる場合には、必ず連絡帳にてお知らせください。

※提出いただいた緊急下校先の保護者控えをご確認下さい。

注 意

- ①学校への電話での問い合わせは、緊急回線確保のためご遠慮ください。
②「大雨洪水警報」のみの発令では、非常措置はとられませんのでご注意ください。
③このお知らせは、本校HPにも常時掲載しておりますので、ご覧ください。
④在校中に台風以外の災害や緊急事態が発生した場合も上記【2】に準じて下校指導いたします。